ロ　送出労働者の従事する建設業務と同種の建設業務に従事する受入事業主に雇用される労働者の賃金水準との均衡を考慮した結果のみをもって、当該送出労働者の賃金を従前より引き下げるような取扱いは、読替え後の労働者派遣法第三十条の三第一項の規定の趣旨を踏まえた対応とはいえないこと。

ハ　送出事業主は、建設業務労働者の就業機会確保に関する料金の額に係る受入事業主との交渉が当該建設業務労働者の就業機会確保に係る送出労働者の待遇の改善にとって極めて重要であることを踏まえつつ、当該交渉に当たるよう努めること。

ニ　送出事業主は、建設業務労働者の就業機会確保に関する料金の額が引き上げられた場合には、可能な限り、当該建設業務労働者の就業機会確保に係る送出労働者の賃金を引き上げるよう努めること。

ホ　送出事業主は、読替え後の労働者派遣法第三十条の三第二項の規定の趣旨を踏まえ、建設業務労働者の就業機会確保に係る建設業務を円滑に遂行する上で有用な物品の貸与や教育訓練の実施等を始めとする送出労働者の福利厚生等の措置について、当該送出労働者の従事する建設業務と同種の建設業務に従事する受入事業主に雇用される労働者の福利厚生等の実状を把握し、当該受入事業主に雇用される労働者との均衡に配慮して必要な措置を講ずるよう努めること。

ヘ　送出事業主は、送出労働者が読替え後の労働者派遣法第三十一条の二第二項の規定により説明を求めたことを理由として、当該送出労働者に対して不利益な取扱いをしてはならないこと。

第二の十二を同十三とし、同十一の次に次のように加える。

十二　安全衛生に係る措置

送出事業主は、送出労働者に対する安全衛生教育を適切に行えるよう、当該送出労働者が従事する建設業務に係る情報を受入事業主から入手すること、健康診断等の結果に基づく就業上の措置を講ずるに当たって、受入事業主の協力が必要な場合には、受入事業主に対して、当該措置の実施に協力するよう要請すること等、送出労働者の安全衛生に係る措置を実施するため、受入事業主と必要な連絡調整等を行うこと。

○厚生労働省告示第三百九十七号

建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第四十四条の規定により読み替えて適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十七条の四の規定に基づき、受入事業主が講ずべき措置に関する指針（平成十七年厚生労働省告示第四百五十七号）の一部を次のように改正し、平成二十七年九月三十日から適用する。

平成二十七年九月二十九日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　山口　俊一

第二の七を次のように改める。

七　適切な苦情の処理

㈠　適切かつ迅速な処理を図るべき苦情

受入事業主が適切かつ迅速な処理を図るべき苦情には、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等が含まれることに留意すること。

㈡　苦情の処理を行う際の留意点等

受入事業主は、送出労働者の苦情の申出を受ける者、受入事業主において苦情の処理を行う方法、送出事業主と受入事業主との連携のための体制等を建設業務労働者就業機会確保契約において定めるとともに、送出労働者の受入れに際し、説明会等を実施して、その内容を送出労働者に説明すること。さらに、受入管理台帳に苦情の申出を受けた年月日、苦情の内容及び苦情の処理状況について、苦情の申出を受け、及び苦情の処理に当たった都度、記載するとともに、その内容を送出事業主に通知すること。また、送出労働者から苦情の申出を受けたことを理由として、当該送出労働者に対して不利益な取扱いをしてはならないこと。

第二の九の㈠中「行われるようにするため」の下に「、読替え後の労働者派遣法第四十条第三項に定めるもののほか」を加え、「診療所、給食施設等」を「診療所等」に、「第四十条第三項」を「第四十条第六項」に改め、「賃金水準、」を削り、同九の㈡を次のように改める。

㈡　建設業務労働者の就業機会確保に関する料金の額

受入事業主は、建設業務労働者の就業機会確保に関する料金の額の決定に当たっては、その指揮命令の下に労働させる送出労働者の就業の実態、労働市場の状況等を勘案し、当該送出労働者の賃金水準が、当該送出労働者の従事する建設業務と同種の建設業務に従事している労働者の賃金水準と均衡が図られたものとなるよう努めなければならないこと。また、受入事業主は、建設業務労働者就業機会確保契約の更新の際の建設業務労働者の就業機会確保に関する料金の額の決定に当たっては、その指揮命令の下に労働させる送出労働者の就業の実態、労働市場の状況等に加え、当該送出労働者が従事する建設業務の内容及び当該建設業務に伴う責任の程度並びに当該送出労働者に要求する技術水準の変化を勘案するよう努めなければならないこと。

第二の九に次のように加える。

㈢　教育訓練・能力開発

受入事業主は、その指揮命令の下に労働させる送出労働者に対して読替え後の労働者派遣法第四十条第二項の規定による教育訓練を実施するよう配慮するほか、送出事業主が読替え後の労働者派遣法第三十条の二第一項の規定による教育訓練を実施するに当たり、送出事業主から求めがあったときは、送出事業主と協議等を行い、送出労働者が当該教育訓練を受講できるよう可能な限り協力するとともに、必要に応じた当該教育訓練に係る便宜を図るよう努めなければならないこと。送出事業主が行うその他の教育訓練、送出労働者の自主的な能力開発等についても同様とすること。

第二の十一を次のように改める。

十一　送出事業主との労働時間等に係る連絡体制の確立

受入事業主は、送出事業主の事業場で締結される労働基準法第三十六条第一項の時間外及び休日の労働に関する協定の内容等送出労働者の労働時間の枠組みについて送出事業主に情報提供を求める等により、送出事業主との連絡調整を的確に行うこと。

また、読替え後の労働者派遣法第四十二条第一項及び第三項において、受入事業主は受入管理台帳に送出就業をした日ごとの始業及び終業時刻並びに休憩時間等を記載し、これを送出事業主に通知しなければならないとされており、受入事業主は、適正に把握した実際の労働時間等について、送出事業主に正確に情報提供すること。

第二の十四の㈠から㈢以外の部分中「ごとの同一」を「（以下「事業所等」という。）ごと」に改め、「派遣可能期間をいう」の下に「。以下同じ」を、「継続して建設業務労働者の就業機会確保」の下に「（同条第一項各号のいずれかに該当するものを除く。以下この十四において同じ。）」を加え、同十四の㈠中「事業所その他送出就業の場所」を「事業所等」に、「課、部、事業所全体等」を「工場、事務所、店舗等」に、「部署と」を「事業所その他の場所から」に改め、同十四の㈡を削り、同十四の㈢中「建設業務労働者の就業機会確保の役務の提供を受けていた受入事業主が」を「受入事業主は、建設業務労働者の就業機会確保の役務の提供を受けていた当該受入事業主の事業所等ごとの建設業務について、」に改め、同十四の㈢を同十四の㈡とし、同十四に次のように加える。

㈢　受入事業主は、当該受入事業主の事業所等ごとの業務について送出事業主から三年間継続して建設業務労働者の就業機会確保の役務の提供を受けている場合において、受入可能期間の延長に係る手続を回避することを目的として、当該建設業務労働者の就業機会確保の終了後三月が経過した後に再度当該建設業務労働者の就業機会確保の役務の提供を受けるような、実質的に送出労働者の受入れを継続する行為は、同項の規定の趣旨に反するものであること。